

プログラミング能力検定受験規約 [オンライン受験の特則]

プログラミング能力検定協会（以下、「協会」）が主催するプログラミング能力検定（以下、「検定」）のオンライン受験に関する特則事項は次のとおりです。オンライン受験の申込者および受験者には、「プログラミング能力検定受験規約」のほかに以下の特則も適用されます。

第1条（定義）

1. 「本規約」とは、協会が実施するプログラミングの知識と実装力を測るための資格検定であるプログラミング能力検定のオンライン受験に関する特則事項を定めた規約を指します。
2. 「オンライン受験」とは、受験者の自宅またはこれに準じる場所において行うプログラミング能力検定の受験を指します。
3. 「オンライン受験端末」とは、オンライン受験者が受験に使用する端末を指します。オンライン受験端末は、協会がプログラミング能力検定の受験環境要件として協会ウェブサイトに掲載した推奨環境を満たしたパーソナルコンピュータ（PC）でなければなりません。
4. 「オンライン受験票」とは、協会が通知するオンライン受験に必要なIDやパスワードを指します。

第2条（適用）

本規程は、「プログラミング能力検定受験規約」の特則として、オンライン受験に関する特別な事項を定めるものです。オンライン受験においては、「プログラミング能力検定受験規約」も併せて適用されます。ただし、オンライン受験に適さない条項については、この限りではありません。

第3条（動作確認）

1. 受験者は、オンライン受験端末、接続に必要な電気通信回線その他のオンライン受験のために必要な設備（セキュリティ措置を含む）を、自己の責任と費用負担において設置、運用、維持等しなければなりません。
2. 受験者は、受験前に、次の事項を確認するものとします。
 - (1) オンライン受験端末およびネットワークがオンライン受験の要件を満たしていること
 - (2) オンライン受験端末およびネットワークが正常に動作すること
 - (3) 検定中は指定するブラウザ以外のアプリケーションが自動で起動する設定、各種通知機能やOSのアップデートなどを自動で実行する設定が行われていないこと
3. 協会は、第1項の設備に関する不具合または受験者が前項の確認を怠ったことによって発生した検定中及び検定後のトラブルについて、一切責任を負いません。

第4条（本人確認等）

1. 受験者は、オンライン受験端末に備わるカメラに向けて次の本人確認書類を掲示する方法により、会場責任者または試験監督が行う本人確認手続に協力するものとします。

[本人確認書類]

マイナンバーカード、学生証、生徒手帳、運転免許証、パスポート、資格確認書（健康保険証）、社員証等の公的な本人書類で有効期限付きのもの。

2. 受験者は、第三者に対して、オンライン受験票の譲渡・貸与・名義変更・売買などを行うことはできません。
3. オンライン受験票の盗難・紛失・不正使用・他人による無断使用等が行われた場合であっても、これにより生じた一切の損害について、協会は責任を負わないものとします。

第5条（録画データ取得の同意）

1. オンライン受験者およびその保護者は、協会がオンライン受験の不正行為を防止することを目的として、オンライン受験システムを使用して受験中の画面を録画すること、当該録画データが会場責任者から協会に提供されることに同意するものとします。なお、録画データは、協会が別途定める一定期間の保管の後に削除します。
2. 協会が録画データを確認して不正行為の可能性を認めた場合、協会が直接または会場責任者を通じてオンライン受験者およびその保護者に確認を求めた場合、オンライン受験者およびその保護者はこれに協力するものとします。
3. オンライン受験者およびその保護者は、協会が不正検知システムの開発のためにAIの学習データ等として使用することについて同意するものとします。
4. 録画データに記録された情報に起因する問題について、協会および会場は、一切責任を負いません。

第6条（禁止事項）

次の行為は不正行為とし、受験を直ちに中止させ、失格とします。この場合、検定料は返金しません。

- (1) 公共場所など第三者が自由に入出りできる場所における受験
- (2) 受験者本人以外の第三者の姿や音声などが録画データに記録される場所における受験
- (3) マルチディスプレイを用いた受験
- (4) 検定に必要なとなるブラウザ以外のアプリケーションの起動
- (5) 検定に必要なとなるサイト以外のサイトにブラウザでアクセスする行為
- (6) 検定中の離席（お手洗い、家電の操作、室内灯の調整、来客対応等の理由を問わない）
- (7) 検定中にオンライン受験端末の画面以外を不自然に見るなどの不審な行為
- (8) 検定中にオンライン受験端末に備わるカメラによる撮影、マイクによる録音を妨害する行為
- (9) 検定中に第三者とコミュニケーションを取る行為（会話、通話等）
- (10) イヤホン等の装着
- (11) 受験者本人であることを認識困難とする行為（サングラスやマスクの着用などにより目や耳を覆いまたは隠す行為）
- (12) 机上に受験に必要なものを置く行為
- (13) 会場責任者および試験監督からの指示によることなくオンライン受験端末を操作する行為
- (14) 受験システムの適正な動作、操作を妨げる行為
- (15) 検定問題や検定の様子の記録行為（録画・録音、メモ、スクリーンショット等）

- (16) 会場責任者または試験監督の指示する方法で画面および音声の共有操作に応じない行為
- (17) 前各号のほか、検定の運営を妨げる行為、または検定の信頼を毀損する行為

第7条（その他）

1. 受験者が試験開始時間から10分以上遅刻した場合、失格となる場合があります。ただし、受験が認められた場合であっても、正規の検定時間が確保できないことによる検定時間の延長等の措置は行いません。
2. 受験システムや運用に関する協会に起因する問題もしくは天変地異などによって適切にオンライン受験をできなかった場合を除き、いかなる場合においても振替受験は行われません。受験者のコンピューター操作に関する技能不足による検定時間の延長または振替受験等の措置も行われません。
3. 付添人(保護者)は試験監督の指示に従って試験実施前に限り同席することができます。ただし、試験開始後、または試験監督から離席の指示があった際は、いかなる場合においても付添人(保護者)が受験者に付き添うことはできません。

2025年3月18日制定